

平成 22 年版

浜松市の市税のすがた

浜 松 市

目 次

浜松市の税のあらまし		
1	はじめに	1
2	平成 21 年度市税の決算状況と分析	
(1)	平成 21 年度収入状況	2
(2)	収入率の状況	5
(3)	滞納繰越額の状況	7
(4)	不納欠損処理の状況	9
3	平成 22 年度市税予算の概要	11
収納率向上・滞納額削減対策		
1	平成 21 年度実績	12
2	平成 22 年度の目標と対策	14
3	個別の取組	
(1)	民間委託による効果の検証	16
(2)	コンビニ収納による効果の検証	17
(3)	口座振替推進対策	18
(4)	外国人の収納対策	19
(5)	特別徴収事業所の拡大策	20
(6)	浜松納税意識啓発市民会議との協働	21
(7)	エルタックスの実績と取組	22
(8)	市役所の税務組織体制の見直し	23
国と地方の取組		
1	国と地方の税体系	24
2	静岡地方税滞納整理機構の実績と効果	26
3	条例指定寄附金制度	27
4	ふるさと納税(寄附金)制度	28
浜松市の税の分析		
1	統計からみた税の分析	
(1)	全国的な比較からみた浜松市の特徴	30
(2)	経年変化からみた平成 21 年度決算の特徴	32
2	市民一人当たりの分析	
(1)	市民一人当たりの市税と歳出額の関係	34
(2)	市民一人当たりの個人市民税と法人市民税の関係	35

浜松市の税のあらまし

1 はじめに

地方自治体を支える財源には様々な種類があり、税はそのひとつである。

本市においては、個人市民税をはじめとして全部で10種類の税を課税しており、平成21年度における市税収入1,282億円は一般会計歳入総額2,841億円の45.1%を占め、本市の財政運営に重要な役割を担っている。

市税の収入率は、平成19年度からの所得税（国税）と個人住民税（地方税）の税率変更、いわゆる「税源移譲」に伴う個人市民税の負担増加や、平成20年度後半からの世界同時不況により、3年連続で低下した。また、平成21年度末の市税累積滞納額は、前年度より0.3億円減少したものの約82億円となっている。

平成22年度の市税収入においても、個人市民税と法人市民税の大幅な減少等により、当初予算における前年度比85億円の減少となっている。

収納率向上・滞納額削減は、市財政の運営はもとより税等の公平性の確保にとって極めて重要な要素である。滞納は、結果的に多くの善良な市民の負担となることから、負担の公平性を揺るがし、市民のモラルハザードに繋がる問題にもなりかねない。

本市では、市税滞納額の削減の目標値等を定めた「市税滞納削減アクション・プラン」を平成19年6月に策定し、収納率の向上や滞納額削減に向けて、職員が一丸となって様々な対策に取り組んだ。また、平成22年9月には、新たなアクション・プランを策定し、一層の収納率向上・滞納額削減に取り組んでいる。

この「市税のすがた」は、市税の状況を総合的に開示するとともに、収納状況等の分析に基づき、今後の取組をお示しすることで、市税の現状についてご理解いただく際の案内役となるものと考えている。

2 平成 21 年度市税の決算状況と分析

(1) 平成 21 年度収入状況

(単位：百万円、%)

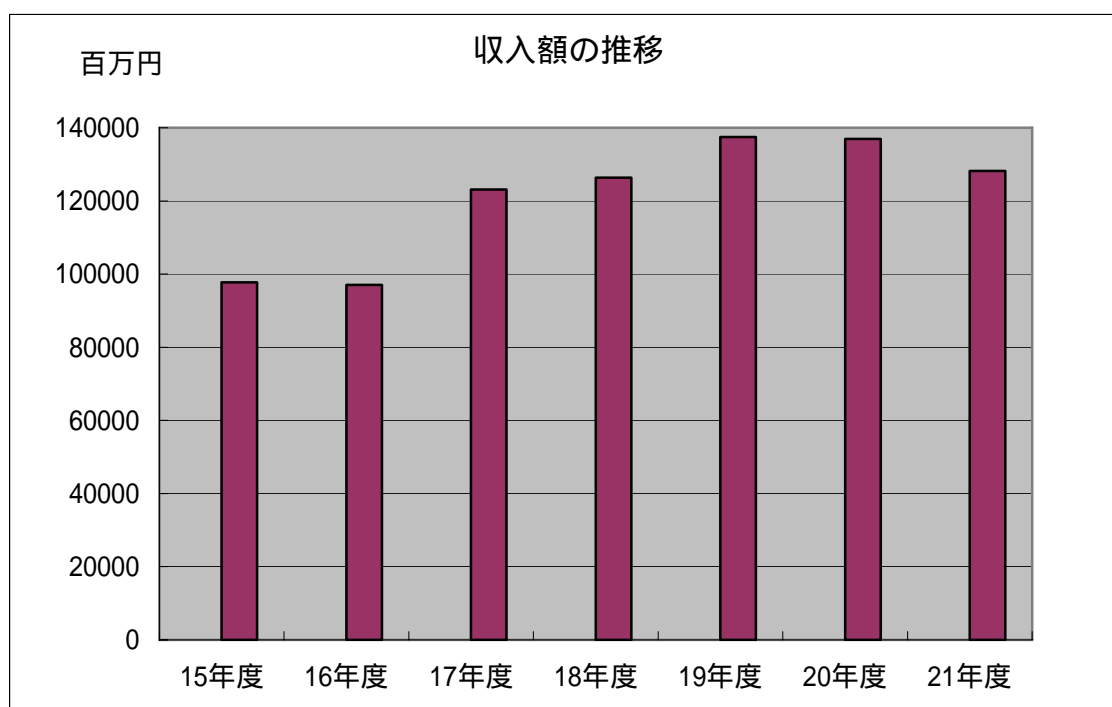
		20 決算額	21 最終予算	21 決算額	= - 決算 増減額	/ 決算 増減率	- 予算 増減額
市民税	個人	50,295	49,834	50,301	6	0.01	467
	法人	16,240	8,112	8,243	7,997	49.24	131
固定資産税		53,909	53,154	53,381	528	0.98	227
軽自動車税		1,397	1,363	1,438	41	2.93	75
市たばこ税		4,525	4,106	4,234	291	6.43	128
事業所税		3,869	3,798	3,874	5	0.13	76
都市計画税		6,547	6,501	6,574	27	0.41	73
その他の税		131	132	112	19	14.50	20
計		136,913	127,000	128,157	8,756	6.40	1,157

《収入額の現状》

前年度に引き続き景気低迷の影響を受け約 87.6 億円の減

- ・市税総額は 1,281 億 5,700 万円で、前年度比約 87.6 億円と大きく減となった。
法人市民税の大きな落ち込みが主な要因である。
- ・個人市民税は、概ね前年度と同水準で微増となった。
- ・法人市民税は、前年度に引き続き製造業、金融保険業を中心に景気低迷の影響を大きく受け、製造業で約 53 億円、金融保険業で約 8 億円の減となり、全体で約 80 億円の減となった。
- ・固定資産税の土地は、市街化区域農地の宅地並み課税の激変緩和措置の影響等により、1.0 億円の増、家屋は評価替えに伴う既存家屋の減価の影響により約 4.7 億円の減となった。また、償却資産は、景気低迷の影響により大規模な設備投資が抑制され約 2.2 億円の減となった。滞納繰越分は 0.6 億円の増となり、全体で約 5.3 億円の減となった。

- ・軽自動車税は、原動機付自転車の登録台数は減少したものの、高税率である軽四輪乗用自動車の登録台数の増加により0.4億円の増となった。
- ・市たばこ税は、厳しい喫煙環境と健康志向により売り渡し本数が8,800万本減となり、2.9億円の減となった。



平成16年度までは旧浜松市、17年度は合併関係11市町村の打切決算分を含む

- ・平成17年度の合併以降、収入額は順調に増加してきたが、平成20年度に初めて前年度決算額を下回り、平成21年度も前年度を大幅に下回った。
- ・個人市民税は、中小企業等の雇用環境の厳しさから所得額が減少し、平成22年度以降も収入額の低下が懸念される。
- ・法人市民税は、平成21年度に前年度の約半分まで落ち込んだが、景気回復等の兆しが見え始め、平成22年度以降は徐々に回復すると見込まれる。

《収入額の他都市比較》

市名	市税収入額 (百万円)	順位	市民一人当たり (円)	順位
横浜市	713,954	1	194,380	4
大阪市	623,613	2	234,174	1
名古屋市	493,790	3	219,125	2
川崎市	285,247	4	201,709	3
札幌市	274,794	5	144,256	18
神戸市	273,086	6	177,803	8
福岡市	264,211	7	181,705	5
京都市	252,455	8	172,654	11
さいたま市	216,470	9	177,878	7
広島市	202,284	10	173,007	10
仙台市	175,213	11	169,796	12
千葉市	172,372	12	179,987	6
北九州市	160,894	13	164,265	13
浜松市	128,157	14	158,542	14
堺市	127,339	15	151,823	16
静岡市	124,897	16	174,456	9
新潟市	118,262	17	145,990	17
岡山市	108,573	18	154,121	15
平均	261,978		176,426	

各市の金額は速報値で決算認定前の数値

市税収入額、一人当たり市税額は、ともに 18 政令市中 14 位

- ・本市の市税収入額 1,281 億 5,700 万円は、政令市 18 市中 14 番目で、政令指定都市の平均収入額約 2,620 億円の半分以下。
- ・市民一人当たり市税は 158,542 円で、政令市平均を 17,884 円下回り 14 位。

(2) 収入率の状況

【平成 21 年度（現年課税分）収入率】

（単位：百万円、％）

		調定額	収入額	/ 21 収入率	20 収入率	/ - 収入率増減
市民税	個人	51,208	49,526	96.72	96.73	0.01
	法人	8,273	8,221	99.37	99.70	0.33
固定資産税		53,494	52,801	98.70	98.69	0.01
軽自動車税		1,459	1,421	97.39	97.49	0.10
市たばこ税		4,234	4,234	100.00	100.00	0
事業所税		3,864	3,846	99.53	99.17	0.36
都市計画税		6,590	6,504	98.70	98.68	0.02
その他の税		115	108	94.08	95.22	1.14
現年課税分計		129,237	126,661	98.01	98.12	0.11
滞納繰越分		8,135	1,496	18.39	18.16	0.23
合 計		137,372	128,157	93.29	94.00	0.71

収入率は、千円単位で計算

《収入率の現状》

現年課税分収入率 98.01%は前年度から 0.11 ポイント減

- ・市税全体の現年課税分・滞納繰越分合計の収入率は前年度と比べて 0.71 ポイント減の 93.29%となった。
- ・個人市民税の現年課税分収入率は前年度と比べて、特別徴収分の収入率においては 0.1 ポイント（ 99.76% 2199.86%）増となったが、普通徴収分は不況の影響や外国人の収入率低下により 0.54 ポイント（ 90.79% 2190.25%）減となり、全体では 0.01 ポイント減の 96.72%となった。
- ・法人市民税の収入率は、経済情勢・経営環境の厳しさ等により前年度と比べて 0.33 ポイント減の 99.37%となった。
- ・固定資産税の収入率は、差押えの強化や民間委託の効果により前年度と比べて 0.01 ポイント増の 98.70%となった。
- ・滞納繰越分の収入率は前年度と比べて 0.23 ポイント増の 18.39%となった。

《収入率の他都市比較》

市名	全体収入率	順位	現年課税分収入率	順位	滞納繰越分収入率	順位
名古屋市	97.16%	1	98.82%	1	25.20%	8
横浜市	97.12%	2	98.68%	3	37.48%	1
京都市	96.97%	3	98.71%	2	32.73%	2
北九州市	96.14%	4	98.44%	9	31.06%	3
川崎市	96.13%	5	98.53%	5	30.17%	5
福岡市	95.65%	6	98.50%	7	26.02%	7
広島市	95.35%	7	98.53%	4	23.07%	10
堺市	95.18%	8	98.11%	12	30.28%	4
神戸市	95.07%	9	98.39%	10	23.71%	9
大阪市	95.02%	10	98.47%	8	20.67%	14
札幌市	94.27%	11	97.72%	18	28.25%	6
新潟市	93.97%	12	98.51%	6	19.71%	16
さいたま市	93.87%	13	97.95%	16	21.15%	13
仙台市	93.76%	14	97.92%	17	19.93%	15
岡山市	93.48%	15	98.05%	14	21.99%	11
浜松市	93.29%	16	98.01%	15	18.39%	17
静岡市	93.21%	17	98.08%	13	21.19%	12
千葉市	92.30%	18	98.13%	11	17.62%	18
平均	94.89%		98.31%		24.92%	

各市の収入率は速報値で決算認定前の数値

政令指定都市では下位の収入率

- ・名古屋市、京都市、横浜市などの旧5大市の収入率が高く、後発の政令指定都市の収入率が低い傾向。
- ・市税全体収入率 93.29%(94.00%)は、政令指定都市の平均 94.89%(95.21%)より 1.60ポイント低く、18市中16位(13位)。
- ・現年課税分収入率 98.01%(98.12%)は、政令指定都市の平均 98.31%(98.36%)より 0.30ポイント低く、18市中15位(13位)。
- ・滞納繰越分収入率 18.39%(18.16%)は、政令指定都市の平均 24.92%(24.82%)より 6.53ポイント低く、18市中17位(16位)。

(3) 滞納繰越額の状況

(単位:百万円、%)

	21		21 -
前年度末の滞納繰越額	8,199	7,585	614
のうち、収入額	1,496	1,363	133
不納欠損額	1,020	530	490
調整額(調定減)	63	78	15
新規滞納額	2,552	2,585	33
年度末滞納繰越額 - - + +	8,172	8,199	27
滞納繰越額の増減 -	27	614	641
滞納分収入率 %	18.39	18.16	0.23

滞納繰越額税目別内訳及び人数

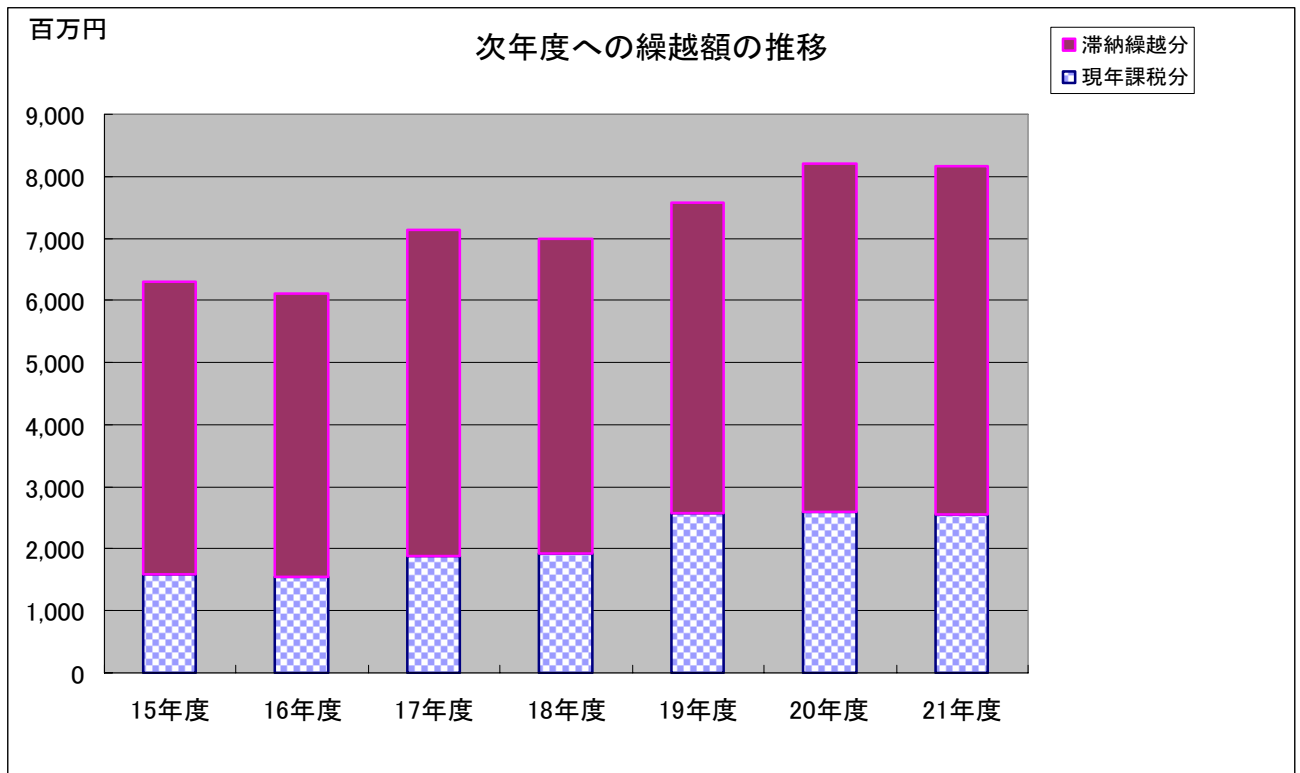
(単位:百万円)

税目		21		21 -
市民税	個人	5,150	4,759	391
	法人	153	155	2
固定資産税		2,387	2,733	346
軽自動車税		117	109	8
事業所税		71	97	26
都市計画税		283	334	51
その他の税		11	12	1
合計		8,172	8,199	27
人数		55,423 人	52,958 人	2,465 人

《滞納繰越額の現状》

平成 21 年度末滞納繰越額は約 0.3 億円減少し、約 81.7 億円

- ・滞納繰越分の収入額は、対前年比 1.3 億円増の 14 億 9,600 万円。
- ・新規滞納額は、前年とほぼ同額の 25 億 5,200 万円。
- ・税目別では、個人市民税の滞納繰越額が 3 億 9,100 万円増加したものの、固定資産税の滞納繰越額は 3 億 4,600 万円減少し、全体では 2,700 万円の減となった。
- ・滞納繰越の人数は、減少した滞納繰越額とは反対に増加し、前年度と比べて 2,465 人増の延 55,423 人となった。



平成 16 年度までは旧浜松市

《滞納繰越額の他都市比較》

市 名	滞納繰越額 (百万円)	調定額に対する 割合
横浜市	17,127	2.33%
名古屋市	13,258	2.61%
京都市	7,281	2.80%
川崎市	10,766	3.63%
北九州市	6,080	3.63%
福岡市	10,977	3.97%
広島市	9,405	4.43%
堺市	5,952	4.45%
大阪市	29,202	4.45%
神戸市	13,560	4.72%
札幌市	15,164	5.20%
仙台市	9,935	5.32%
新潟市	7,085	5.63%
さいたま市	13,123	5.69%
浜松市	8,172	5.95%
岡山市	6,955	5.99%
静岡市	8,664	6.47%
千葉市	12,625	6.76%
平均	11,407	4.67%

滞納繰越額の市税調定額に対する割合は政令指定都市平均以下

- 滞納繰越額の現年課税分と滞納繰越分の合計調定額に対する割合は 5.95%で、政令指定都市の平均 4.67%と比べて 1.28 ポイント高い。

各市の金額は速報値で決算認定前の数値

(4) 不納欠損処理の状況

区分	平成21年度		平成20年度		増減	
	件数(件)	税額(千円)	件数(件)	税額(千円)	件数(件)	税額(千円)
消滅時効	26,843	255,385	27,301	279,106	458	23,721
執行停止3年継続	4,696	51,848	3,770	38,955	926	12,893
即時欠損処理	10,150	740,579	5,175	230,791	4,975	509,788
計	41,689	1,047,812	36,246	548,852	5,443	498,960

《不納欠損処理の現状》

平成21年度の不納欠損額は、前年度と比較して5億円増の10.5億円

- ・ 処理件数は前年度より約5,400件増加し、欠損額は前年度より即時欠損が5.1億円増と3倍強と大きく、全体で5億円増の10.5億円となった。

《不納欠損額の政令指定都市比較》

市名	不納欠損額 (千円)	調定額に対する 割合
千葉市	1,835,409	0.98%
仙台市	1,739,359	0.93%
浜松市	1,047,812	0.76%
横浜市	4,044,091	0.55%
岡山市	631,082	0.54%
札幌市	1,537,902	0.53%
大阪市	3,448,712	0.53%
静岡市	619,393	0.46%
新潟市	580,563	0.46%
福岡市	1,240,776	0.45%
さいたま市	1,014,329	0.44%
堺市	502,381	0.38%
神戸市	1,021,846	0.36%
広島市	650,854	0.31%
北九州市	412,579	0.25%
京都市	638,315	0.25%
川崎市	701,956	0.24%
名古屋市	1,200,770	0.24%
平均	1,270,452	0.48%

不納欠損額の市税調定額に対する割合は
政令指定都市で3番目に多い

- ・ 不納欠損額の現年課税分と滞納繰越分の合計調定額に対する割合は、0.76% (0.38%)で、政令指定都市の平均0.48%と比べてかなり高くなった。
- ・ 調定額に対する不納欠損額は1%満たない状況であるが、各市とも年度によってバラツキがみられる。

各市の金額は速報値で決算認定前の数値

用語の解説

不納欠損処理……………既に調定されている歳入が以下の理由により徴収し得なくなり、今後も徴収の見込みがない場合、地方公共団体において処理するもの。

消滅時効……………徴収権を5年間行使しないことによって、時効により消滅したもの。
(執行停止期間中に時効により先に消滅したものを含む。)
(地方税法第18条)。

執行停止3年継続…滞納処分の執行停止をした場合において、その停止が3年間継続したことにより消滅したもの。(地方税法第15条の7第4項)。

即時欠損処理……………滞納処分の執行停止をした場合において、直ちに消滅させたもの。
(地方税法第15条の7第5項)。

3 平成 22 年度市税予算の概要

(単位：千円、%)

税目	平成 22 年度 当初予算	平成 21 年度 当初予算	比較増減	伸び率	構成比	
市民税	個人	41,462,000	49,216,000	7,754,000	15.8	34.99
	法人	7,533,000	9,465,000	1,932,000	20.4	6.36
固定資産税	53,435,000	52,447,000	988,000	1.9	45.09	
国有資産等所在 市町村交付金	98,000	98,000	0	0.0	0.08	
軽自動車税	1,396,499	1,362,999	33,500	2.5	1.18	
市たばこ税	4,247,979	4,105,979	142,000	3.5	3.59	
鉱産税	20	20	0	0.0	0.00	
特別土地保有税	2	2	0	0.0	0.00	
入湯税	103,500	132,000	28,500	21.6	0.09	
事業所税	3,630,000	3,798,000	168,000	4.4	3.06	
都市計画税	6,594,000	6,375,000	219,000	3.4	5.56	
計	118,500,000	127,000,000	8,500,000	6.7	100.00	

市税総額は 1,185 億円で、前年度比較して 85 億円、6.7%減

- ・個人市民税は不況の影響による雇用、所得環境の悪化で 77.5 億円の減。
- ・法人市民税は昨年度に引き続き景気低迷の影響などで 19.3 億円の減。
- ・固定資産税は区画整理による分譲住宅の増加などで 9.9 億円の増。
- ・軽自動車税は軽四輪乗用自動車の増加で 0.3 億円の増。
- ・市たばこ税は売上げ本数が減少するものの、平成 22 年 10 月の税率改正の影響で 1.4 億円の増。
- ・事業所税は給与総額（従業者割）の減により 1.7 億円の減。
- ・都市計画税は固定資産税と同じ理由から 2.2 億円の増。
- ・市税全体に対する各税目割合は、固定資産税及び個人市民税で約 80%を占めている。

収納率向上・滞納額削減対策

1 平成 21 年度実績

- 「市税滞納削減アクション・プラン」に沿った収納率向上・滞納額削減対策として、差押え等滞納処分を中心とした徴収や市税債権の整理に取り組んだ。しかし、世界同時不況の影響による経済の低迷や、雇用・所得環境の悪化などにより、現年収納率はより悪化し、滞納繰越額は若干減少したものの、ほぼ横ばいとなった。

収納率・滞納額の実績

年度	現年課税分収納率	滞納繰越額
平成 20 年度	98.12%	82.0 億円
平成 21 年度	98.01%	81.7 億円

業務スケジュール管理の徹底

- 全体目標（収納率、徴収金額、差押件数等）と個別目標（課、グループ、個人）を設定し、各業務に取り組んだ。
- 目標に対する進行状況等を把握するため、課内会議、グループ会議の開催及び財務部長を議長とする税務 4 課による徴収対策会議を毎月開催し、組織的な進捗管理を徹底した。

現年分滞納処理体制の確立

- 文書催告と滞納処分の徹底で早期の対応に努めるとともに、新たに、機動的に徴収対策を実施するグループを設置した。
- 民間委託による電話・訪問催告を引き続き実施し、収納率向上に取り組んだ。

分納処理の適正化

- エンドレス分納の整理、安易な分納約束の制限及び分納不履行者への早期滞納処分の実施などにより分納処理の適正化に努めた。

差押えを中心とした滞納整理の徹底

- 滞納者については、自主納付、差押え等の法的処分中心の滞納整理を徹底した。
差押え件数 2,009 件（前年度 1,019 件）

回収不能債権整理の推進

- 長期・困難案件について滞納整理方針を立て、徹底した財産調査を行い、回収不能と判断した案件について執行停止による不納欠損処理を行った。
不納欠損額 10.5 億円（前年度 5.5 億円）

外国人対策の推進

- 外国人の滞納削減体制を確立するため、平成 21 年度において職員 3 名、非常勤職員 3 名(通訳業務)を配置した外国人対策グループを新設し、徴収対策に取り組んだ。
- 緊急経済対策事業の雇用創出事業を活用し、通訳雇い上げ及び居住不明者の現地調査を民間委託するなど、外国人に対する対策を推進した。

口座振替の推進

- 電話催告、訪問催告等滞納者との接触時及び金融機関での納付時における口座振替推奨により、平成 21 年度口座加入者は約 5,000 人増加した。
- 緊急経済対策事業の雇用促進事業を活用した口座振替推進の電話勧奨を 26,554 人に行い、2,165 人の新規加入があった。(加入率 8.2%)

特別徴収事業所の拡大

- 市内の市・県民税普通徴収事業所のうち、市・県民税課税従業員 30 人以上の事業所へは訪問勧奨、10 人から 29 人までは電話又は文書勧奨、9 人以下で口座振替利用率の低い事業所に対しては文書勧奨を実施。勧奨を行った 834 社のうち、82 社を特別徴収事業所として新たに指定(うち、強制指定 6 社)した。
- 特別徴収できない社員(アルバイトなど)に対しては、事業主を通じ口座振替を勧奨した。
- ポスターや外国語版の各種チラシの作成、ホームページへの掲載、FM放送の「特徴推進キャンペーン」番組に出演するなどの広報を行った。

納税意識高揚施策の展開

- 浜松納税意識啓発市民会議を通じ平成 21 年度は小冊子作成やラジオを使用した広報に努めた。
- 「市税のすがた」を作成し収納状況や情報開示に努め、市税に対する市民の理解の増進を図った。

2 平成 22 年度の目標と対策

全体目標

現年分収納率	98.20%	滞納繰越額	79 億円未満
--------	--------	-------	---------

項目別目標

現年分滞納処理体制の確立

➤ 徴収対策の企画と進捗管理

- ・平成 22 年 8 月の組織改正に伴い徴収担当職員を 2 名増員し、このうち 1 名を徴収対策グループに配置して、全体的な企画調整を推進する。
- ・徴収業務の年間・月間スケジュールに基づき、テーマ別の徴収対策に対する目標設定と達成率の進捗管理を徹底する。

➤ 現年分早期滞納処分の実施（平成 22 年 8 月～）

- ・現年分のみ滞納で主要税目（市・県民税、固定資産税）を 2 期以上滞納している者に対する早期滞納処分を実施し、現年分収納率の向上を図る。

➤ 民間委託業務の検証と業績向上

民間委託分の納付率 20%

- ・民間委託業務について、今後、より客観的なデータに基づく検証を行うとともに、効果的な業務内容に見直し、業績の向上を図っていく。
- ・電話番号不明者に対しては迅速な訪問催告を実施する。
- ・催告対象者を現年分のみ滞納者に絞り、納付率の向上を図る。

差押えを中心とした滞納整理の徹底

差押え件数 2,500 件

- 長期滞納案件について、徹底した調査を行った上、早期に滞納整理の方針を検討し、滞納処分又は回収不能の判断をする。
- 呼び出し、処分中心の滞納整理の更なる徹底を図る。

回収不能債権整理の推進

債権処理額 10 億円

- 長期滞納案件について、徹底した調査を行った上、早期に滞納整理の方針を検討し、滞納処分又は回収不能の判断をする。
- 公売、捜索などの徹底した滞納整理を行った上で執行停止処理を促進する。
- 不納欠損処理方針の検討をする。

外国人対策の推進

外国人収納率 50%

- 夜間の電話催告や納付相談の実施及び差押え処分等、外国人に対する徴収対策を強化し、収納率の向上を図る。
- 財産、収入状況等の調査を徹底し、滞納処分の執行停止及び現年課税分の減免等にも取り組み、滞納額の削減を図っていく。

口座振替の推進

口座振替利用率 53.50%

- 新規事業として金融機関に対する口座振替促進手数料支払い事業を推進し、口座振替加入者の増加を図る。
- 個人市・県民税普通徴収者を中心に口座振替勧奨業務を実施する。

特別徴収事業所の拡大

市内事業所のうち特別徴収事業所数 14,000 社

- 市・県民税普通徴収事業所約 5,000 社のうち、従業員 10 人以上の事業所(約 600 社)について特別徴収義務者の指定を行う。
- 従業員数 10 人未満の事業所を対象に、翌年の静岡県下一斉指定の内容周知を実施するとともに早期の指定を図る。
- 本市の事業に関与する事業所が、特別徴収義務者の法定要件に該当する場合は、特別徴収の実施を徹底する。

納税意識高揚施策の展開

- 浜松納税意識啓発市民会議との連携による納税意識の啓発を図る。
- 平成 22 年度「市税のすがた」の作成・公表により納税意識の啓発を図る。

3 個別の取組

(1) 民間委託による効果の検証

平成 21 年度の実績

➤ 電話催告業務内容（4 人工）

納期限経過後約 30 日から 80 日までの「滞納市税・滞納国民健康保険料」について滞納者へ架電し納税指導

➤ 訪問催告業務内容（29 人工）

・現年度に賦課した納期限経過後 80 日を超える「滞納市税・滞納国民健康保険料」について、滞納者宅を訪問し、納税指導

・「滞納繰越額が 30 万円以下の市税等」について、滞納者宅を訪問し、納税（納付）指導

➤ 会話率

	対象人員	会話人員	会話率
電話催告	107,020 人	42,978 人	40.16%
訪問催告	99,896 人	55,914 人	55.97%
合計	206,916 人	98,892 人	47.79%

➤ 納付額・納付率 (単位：千円)

	催告対象額	応答・接触有		
		応答対象額	納付額	納付率
電話催告	1,615,673	817,393	431,031	52.73%
訪問催告	8,669,417	4,740,439	483,164	10.19%
合計	10,285,090	5,557,832	914,195	16.45%

➤ 催告業務の民間委託効果額 92,985 千円

民間委託による効果額算出試算表

➤ 会話・折衝ができて実際に納付された納付額と、会話・折衝ができなかったと想定した場合（12.81%）の差を求める。

➤ その差から委託費用を差引いた金額が、平成 21 年度の催告業務の民間委託による効果額である。

(単位：千円)

	納付額 - 想定納付額	差引
電話催告	431,031 - 334,293	96,738
訪問催告	483,164 - 377,417	105,747
合計	914,195 - 711,710	202,485
委託費用		109,500
差引効果額		92,985

(2) コンビニ収納による効果の検証

導入時期

平成 19 年度 軽自動車税

平成 20 年度 個人住民税（普通徴収）

平成 21 年度 固定資産税・都市計画税

導入結果

ア 軽自動車税の比較

税 目	18 年度(A)	20 年度(B)	21 年度(C)	差引 (C)-(A)
納期内収納率	76.3%	79.7%	79.3%	3.0%
(コンビニ分)	(-)	(30.2%)	(31.5%)	(31.5%)
年度内収納率	97.5%	97.5%	97.4%	0.1%

イ 個人住民税（普通徴収）の比較

税 目	19 年度(A)	20 年度(B)	21 年度(C)	差引 (C)-(A)
納期内収納率	75.6%	75.3%	74.8%	0.8%
(コンビニ分)	(-)	(4.4%)	(5.1%)	(5.1%)
年度内収納率	91.6%	90.8%	90.2%	1.4%

ウ 固定資産税・都市計画税の比較

税 目	19 年度(A)	20 年度(B)	21 年度(C)	差引 (C)-(B)
納期内収納率	81.9%	80.9%	80.4%	0.5%
(コンビニ分)	(-)	(-)	(1.5%)	(1.5%)
年度内収納率	98.6%	98.7%	98.7%	0.0%

導入効果

- 軽自動車税のコンビニ収納導入は、納期内収納率が向上したことに伴い、督促状の送付枚数が減少し、経費の削減につながった。
- 個人住民税・固定資産税は、景気の低迷が影響していると思われるが、コンビニ収納の導入が収納率の向上には直接つながらなかった。
(個人住民税・固定資産税の税額は軽自動車税に比較して高額となることから、コンビニ利用率が少ない理由のひとつと考えられる。)

(3) 口座振替推進対策

経過

- 安全・確実な口座振替制度を推進してきたことにより、政令指定都市の中でも上位の口座振替加入率を維持している。
- 平成 21 年度は民間委託事業者による口座振替推進策を実施し、平成 22 年度は金融機関窓口での口座振替加入促進事業を実施する。

口座振替加入率（平成 21 年度、人数ベース）

市・県民税	固定資産税	軽自動車税	全 体
43.7%	64.2%	25.9%	56.5%
1 位	2 位 (1 位 静岡市 66.8%)	1 位	2 位 (1 位 静岡市 57.1%)

順位は、政令指定都市 19 市の中の順位

口座振替推進事業

➤ 平成 21 年度実施事業

緊急雇用創出事業を活用し、委託事業者による口座振替勧奨電話催告業務を実施した。

勧奨電話 26,554 人 うち新規加入者 2,165 人 加入率 8.2%

➤ 平成 22 年度実施事業

金融機関が新規の市税口座振替加入者を獲得した場合、1 件 525 円の手数料を市が金融機関に支払う。

525 円 × 5,000 件 = 2,625 千円（予算）

➤ 継続実施する口座振替推進対策（平成 22 年度）

- ・金融機関、公共機関へのリーフレット配布
- ・宣伝用ティッシュペーパーなどの作成、配布
- ・宣伝ポスターの作成、掲示
(遠州鉄道駅構内、公共機関など)
- ・バス、電車車内電光表示広告
- ・ビル壁面懸垂幕掲示

(4) 外国人の収納対策

現状

- ブラジル人を中心とした外国人約 3 万人が居住しており、全人口 82 万人の約 3.5%を占めている。
- 外国人に特有の言語の問題や、転居・転職など移動の多さ、雇用環境などの課題もあり、外国人を取り巻く納税環境は十分とはいえない。
- 市民税の現年課税分普通徴収においては、市全体の収入率が 90%を超えるのに対して、外国人に係る収入率は 38.48%と市平均を大きく下回る。
- 市民税の現年課税分普通徴収の滞納額については、市全体の滞納額約 16 億円のうち、外国人の滞納が約 25%を占めている。

	浜松市全体	外国人
人 口 (1)	820,971 人	28,525 人
市民税普通徴収 H21 現年課税分収入率 (2)	90.25%	38.48%
市民税普通徴収 H21 現年課税分滞納額 (2)	1,628 百万円	397 百万円

- 1 人口は平成 22 年 3 月末
- 2 浜松市全体は決算額（外国人データは決算整理前の抽出データ）

今後の取組

- 特別徴収事業所の拡大と退職時の個人住民税の一括徴収を推進するため、外国人を雇用する企業の協力を求める。
- 税務証明書発行時の滞納折衝、夜間の電話催告や納付相談の実施及び給与や預金の差押え処分等、外国人に対する徴収対策を強化し、収納率を上げていく。
- 財産、収入状況等の調査を徹底し、滞納処分の執行停止及び現年課税分の減免等にも取り組み、滞納額の削減を図っていく。
- 外国人特有の言語の問題等で、税の制度を理解できない外国人に、基本的な税の知識不足を解消するため、日本語の習得教材を兼ねた資料を配布する。
- 外国人の口座振替利用率が低いため、今後は、外国人の口座振替を促進する。

(5) 特別徴収事業所の拡大策

特別徴収の法的位置付け

地方税法において、「給与所得者である場合においては・・・(個人住民税を)・・・特別徴収の方法によって徴収するものとする。」と規定され、事業所への特別徴収(給与からの天引き)が義務付けられている。

特別徴収事業所拡大による効果

特別徴収は普通徴収に比べ収納率が約10ポイント高く、特別徴収事業所の拡大は、収納率の向上につながる事が期待できる。

《 収納率の比較 》

特別徴収(99.86%) ←→ 普通徴収(90.25%)

平成21年度までの取組状況

ア 事業所への訪問勧奨活動

イ 文書による勧奨活動

ウ その他の取組

- 特別徴収事業所拡大キャンペーンに伴う市長自らの企業訪問
- 浜松納税意識啓発市民会議での特別徴収事業所拡大決議
- 社会保険労務士会への協力依頼
- 浜松市入札参加資格の特別徴収の義務付け(正規従業員10人以上事業所)
- 浜松ケーブルテレビでの特別番組による啓発(浜松納税意識啓発市民会議会長と市長が出演)
- 市幹部による企業訪問
- 特別徴収拡大チラシ配布、ポスターの掲示
- 静岡県浜松財務事務所との協力体制による県職員による訪問勧奨実施

今後の取組

現在未指定となっている市内事業所について、平成22年度、平成23年度の2年間で指定を行っていく。

ア 従業員数10人以上の事業所を対象に指定を実施(平成22年度)

- FM放送を利用した広報
- 税理士会に平成23年度からの指定方針について説明 ほか

イ 従業員数10人未満の事業所については、静岡県下一斉で取り組む特別徴収事業所指定と同時期に指定していく。(平成23年度)

ウ 本市の事業に関与する場合には、特別徴収事業所であることを必須要件とする ことの徹底と拡大

(6) 浜松納税意識啓発市民会議との協働

設立趣旨

平成 19 年 11 月 29 日に、活力ある浜松を推進し、未来を支える市税の安定的確保を図るため、「自らの地域は自ら支える」気概をもって、市内の商工業関係団体、税に関する団体、報道関係が連携して、納税の重要性を内外に訴え、円滑な納税に協力する組織として、浜松納税意識啓発市民会議が設立された。

平成 21 年度事業実績

- 総会で「口座振替の推進」「特別徴収事業所の拡大」「エルタックスの利用促進」「外国人に対する納税意識の高揚」を重点目標と決定。
- エルタックス推進のため、市と連名でチラシ 15,000 枚を作成し、市内事業所などに配布。
- 口座振替推進のため、エコパック 1,000 部、クリアホルダー 4,000 部を作成し、市役所窓口や浜松商工会議所窓口で配布。
- 民放ラジオを通じて、税金の大切さ、必要性について様々な世代のリスナーに啓発。(S B S ラジオ、K-mix、FM-haro で各 20 回放送)
- 啓発冊子「TAX」(日本語版 5,000 部、ポルトガル語版 1,000 部)を作成し、関係各所、金融機関などに配布。
- 啓発ポスター 1,000 枚を作成し、市内事業所、図書館、公民館などに配布。

平成 22 年度の取組

・広告宣伝事業

1. オーロラビジョン、ストリーマーを利用した広報
2. 啓発ポスターの作成、掲示
3. 啓発チラシ、グッズの作成、配布
4. 新聞、情報誌を活用した納税意識の啓発
5. 啓発冊子の増刷
6. マスメディアによる情報発信

・外国人に対する啓発事業

1. 啓発ポスター作成、掲示
2. 啓発チラシ、グッズの作成、配布

(7) エルタックス (eLTAX) の実績と取組

開始時期

- 利用届出受付開始 平成 20 年 12 月 13 日
- 電子申告受付開始 平成 21 年 1 月 13 日

実績 (平成 21 年 4 月 ~ 平成 22 年 3 月)

区 分	電子申告件数 (件)				電子申告率 (%)			
	個人市民税 (給与支払報告書)	法 人 市民税	固 定 資産税 (償却資産)	事業 所税	個人市民税 (給与支払報告書)	法 人 市民税	固 定 資産税 (償却資産)	事業 所税
浜松市	8,328	10,395	2,455	56	52.61	33.40	17.87	4.82
政令市 平 均					14.74	22.73	6.82	3.60

電子申告率は、申告件数全体を分母として算出。

分析

- 個人市民税 (給与支払報告書) の申告率は 52.61% と、政令市平均 (14.74%) を大幅に上回っている。
- 法人市民税の申告率は 33.40% と、政令市平均 (22.73%) を約 10 ポイント上回っている。
- 固定資産税 (償却資産) の申告率は 17.87% と、政令市平均 (6.82%) を約 11 ポイント上回っている。
- 事業所税は、他の政令市と同様申告件数はまだ少ないが、申告率は政令市平均よりも高い。
- 浜松納税意識啓発市民会議の会員である税理士会の協力もあり、市内の税理士等に積極的に活用された。

今後の取組

- 特別徴収事業所拡大に合わせ、エルタックスの利用を促進していく。
- ポスター、チラシなどで更なる加入促進、利用促進を図る。
- エルタックスによる申告の中には、普通徴収の事業所も含まれているため、特別徴収事業所への移行を働きかける。

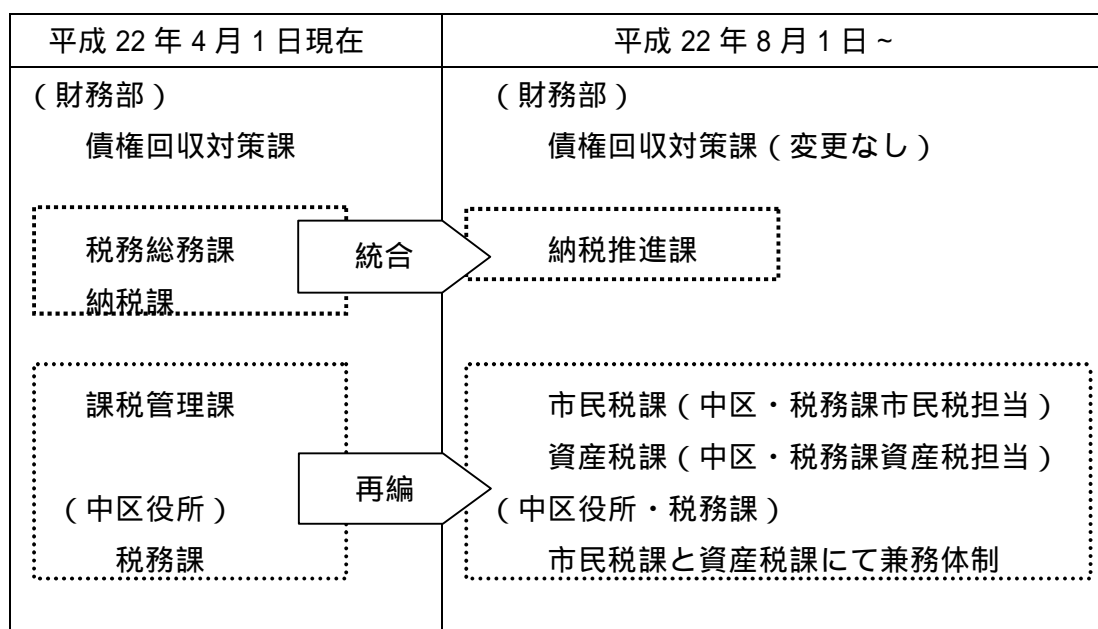
(8) 市役所の税務組織体制の見直し

これまでの状況

平成 19 年 4 月 1 日の政令指定都市移行とともに、区課税となり職員が各区に分散したことから、本庁においては、各区に対して継続して指導のできる専門知識をもった職員の安定的な確保が難しくなっている。また、税源移譲や景気低迷などによる滞納者の増加に対する徴収職員の確保ができず、収納率の向上と滞納額の削減に向けて徴収体制の強化が不十分となっていた。

組織の見直し（平成 22 年 8 月）

税務関係の組織の再編により、共通する予算・庶務関係事務の集約化や徴収事務の企画調整機能を強化し、専門性の高い効率的な課税・徴収体制の強化を図る。



新たな税務組織【(仮称)市税事務所の設置】

現在、区長に委任している税目について、責任主体と業務実施指導主体の 2 本立てとなっているものを市長に一本化することにより、課税部門における指揮命令系統を統一する。さらに分散化している職員を集約 (2 ~ 3 箇所程度) し、専門知識や経験豊かな人材を育成し、職員の再配置により効率的な業務の推進を図るため、(仮称) 市税事務所の設置について検討する。

国と地方の取組

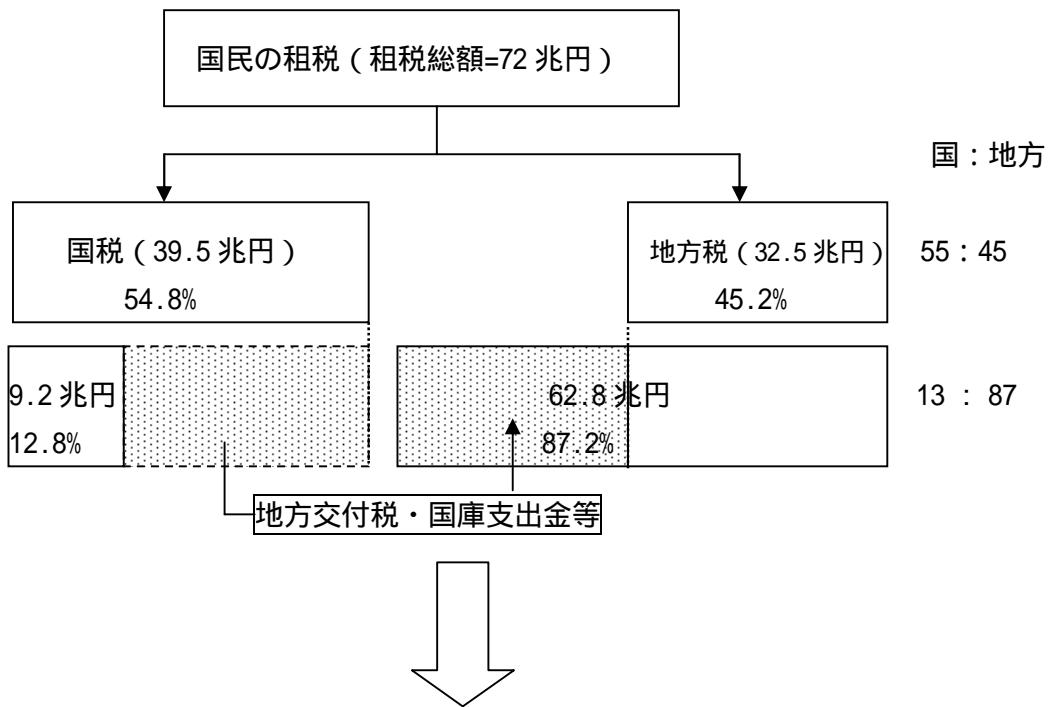
1 国と地方の税体系

平成 22 年度の国と地方の税配分は、国が 39.5 兆円、地方が 32.5 兆円となっている。

しかし、地方譲与税や地方交付税、国庫支出金などを国から地方へ交付した後の租税の実質的な配分額は、国 9.2 兆円、地方 62.8 兆円となる。

今後、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるようにするため、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう地方税の配分割合を高めていく必要がある。

国・地方における租税の配分状況（平成 22 年度）



国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」

国 税	地 方 税
国の役割	地方の役割

国税、県税、市税の関連図

国 税

単位：百万円

平成 22 年度浜松市予算額

所得税	(20,000)
法人税	
酒税	
消費税	
たばこ税	
地方揮発油税	(1,569)
自動車重量税	(2,176)
石油ガス税	(104)
その他の税	

地方交付税	20,000 百万円
-------	------------

地方譲与税	3,849 百万円
-------	-----------

市 税

市民税（個人・法人）	118,500 百万円
固定資産税	
軽自動車税	
市たばこ税	
鉱産税	
特別土地保有税	
入湯税	
事業所税	
都市計画税	

県 税

単位：百万円

県民税	(740)
地方消費税	(7,948)
ゴルフ場利用税	(98)
自動車取得税	(1,504)
軽油引取税	(4,786)
その他の税	

交付金	15,076 百万円
-----	------------

計 157,425 百万円

網掛け内のカッコ数字は平成 22 年度浜松市当初予算額

平成 22 年度浜松市予算額では、国税から地方交付税 20,000 百万円、地方譲与税 3,849 百万円、県税から交付金として 15,076 百万円を計上。市税 118,500 百万円と合わせた予算額は、157,425 百万円となる。

2 静岡地方税滞納整理機構の実績と効果

本市の対応

(1)機構への職員の派遣

2名

(2)研修会への参加

平成21年4月～10月

機構開催による徴収職員基礎研修や各種専門研修に参加

徴収実績(平成21年6月1日～平成22年5月31日)

	浜松市	静岡県全体
移管件数	150件	974件
移管滞納金額	240,954,698円	2,647,360,187円
徴収金額合計	71,524,015円	637,216,321円
徴収率	29.68%	24.07%
差押件数	197件	1,046件

移管による効果額

①機構徴収金額	71,524千円	127件(うち完納32件)
②経費(機構への負担金支出)	25,585千円	基本負担金100千円 @169.9千円×150件
③効果額(①-②)	45,939千円	

移管予告に対する効果

①移管予告送付人数	432人
②完納人数	9人
③分割納付人数	99人
④催告対象金額	394,988千円
⑤納付金額	17,470千円

平成22年度移管状況

	浜松市	静岡県全体
移管件数	160件	883件
移管滞納金額	270,946,093円	2,268,509,302円

3 条例指定寄附金制度

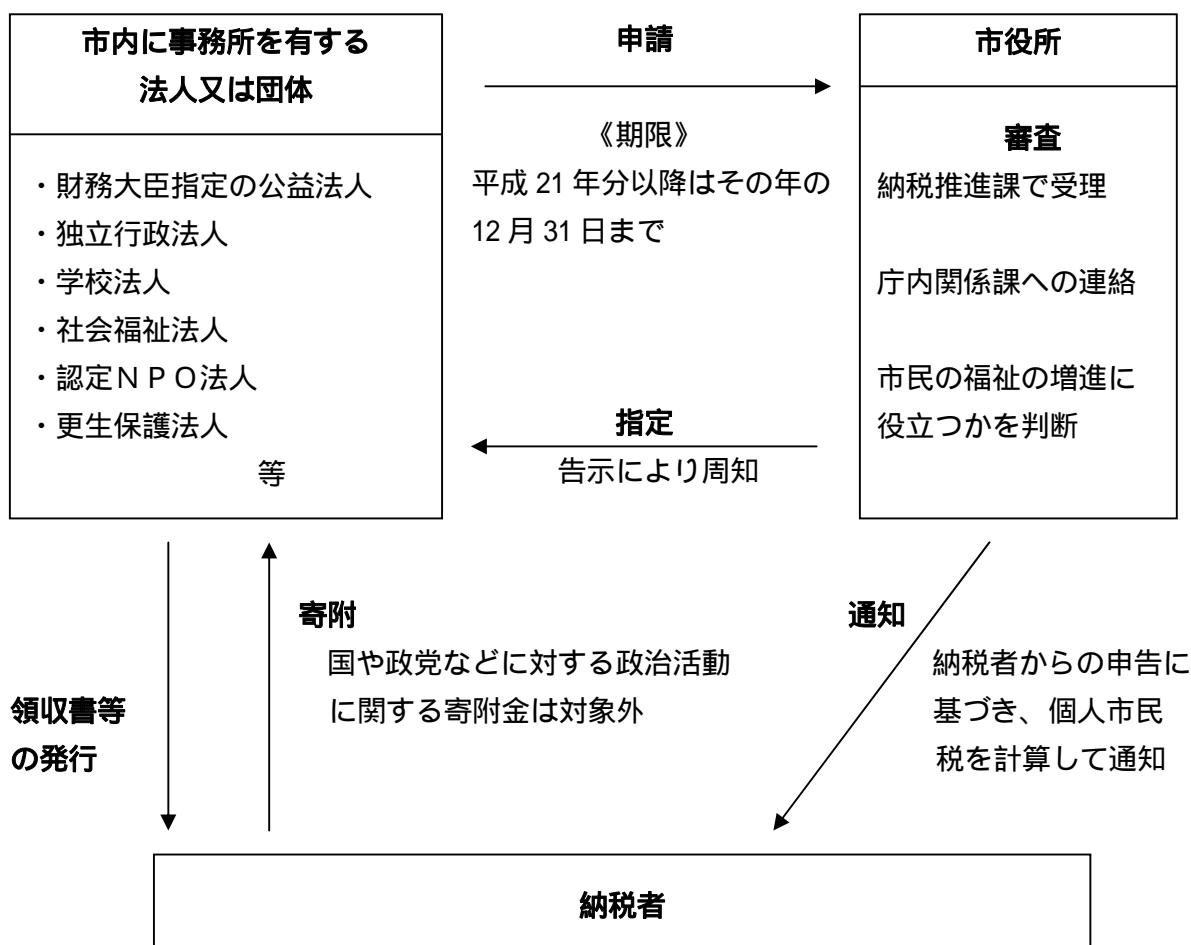
条例指定寄附金制度とは

- 地域に密着した民間公益活動や、わが国の寄附文化を一層促進する観点から個人住民税における寄附金税制を拡充するために平成 20 年 4 月 30 日の地方税法等の一部を改正する法律の施行により導入された。
- 条例で指定した法人や団体に対する寄附を行った場合、5 千円を超える部分について市民税 6%又は県民税 4%（市・県両者の指定があれば合わせて 10%）を乗じた額が翌年の個人住民税から軽減される。

本市が条例指定した法人数（平成 22 年 7 月 31 日現在）

- 社会福祉法人 54 法人
- 国立大学法人 2 法人
- 私立学校法人 9 法人
- 民法法人 2 法人

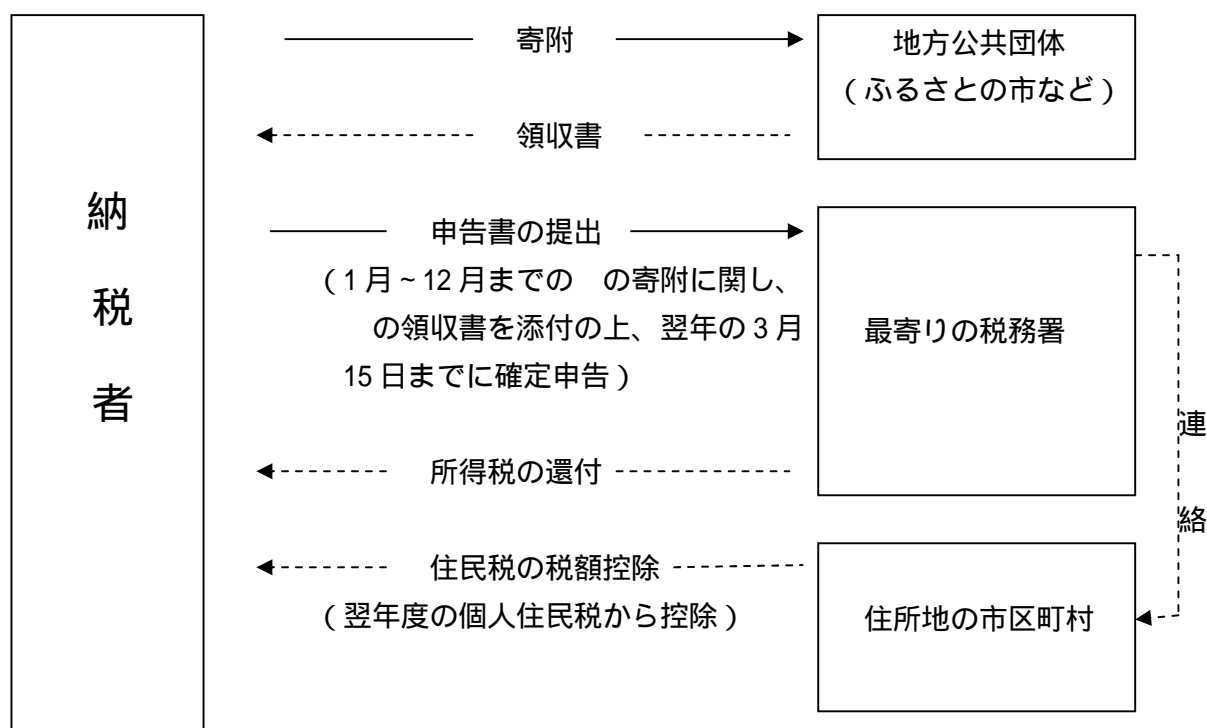
条例指定寄附金の流れ



4 ふるさと納税（寄附金）制度

ふるさと納税とは

- 「ふるさと納税」制度は、愛着のある故郷（ふるさと）に貢献したいという想いを実現するため、応援したい自治体へ寄附をした場合、その寄附金の一定限度額を、今の居住地の住民税などから控除できるしくみである。（平成 20 年度税制改正により創設）



本市の取組

- 本市にゆかりのある方、愛着のある方、故郷に貢献したい方々などの想いを寄附というかたちで応援していただくため、「寄附の方法」や「ふるさと納税のしくみ」などをホームページに掲載している。市外の方だけでなく、市内在住の方にも応援をいただくため広報紙にも掲載した。
- 「ふるさと納税」のリーフレットを平成 22 年 8 月に新しく作成し、シティプロモーションの機会ごとに配布をするとともに「浜松やらまいか大使」や「浜松サポーターズクラブ」の皆様にも協力をお願いした。
- 首都圏における情報収集及び発信の拠点である東京事務所とも連携をとって「ふるさと納税」の PR に努めた。

寄附者へのお礼など

- 1 万円以上の寄附をしていただいた個人の方には、お礼状と共に、「浜松市の特産品」を進呈する。【農産物・海産物（2 種類）・木工製品（2 種類）の中から 1 つを選択】

寄附金の活用を希望する政策メニュー

- (1) アジアで一番輝くものづくり都市の創造
(創造的な“ものづくり”による地域経済の振興)
- (2) 地域力を結集して取り組む“こども第一主義”
(地域一体の教育による未来の浜松の創造)
- (3) 暮らし満足度向上計画
(住みやすさナンバーワンの都市づくり)
- (4) 次世代に継承する豊かな自然環境
(自然共生社会・低炭素社会づくり)
- (5) 文化が都市の活力を生む「創造都市」の実現
(個性豊かな地域文化の創造)
- (6) 世界を身近に感じる交流都市づくり
(世界都市の確立)
- (7) 浜松市におまかせ
(「頑張れ浜松応援基金」へ積み立て)

平成 21 年度の実績

寄附件数・金額 140 件 482 万 290 円

- 市外在住者件数 68 件
- 市民からの件数 72 件
- 政策メニュー別実績件数・金額

(1) アジアで一番輝くものづくり都市の創造	13 件	70 万 3,290 円
(2) 地域力を結集して取り組む“こども第一主義”	22 件	61 万 5 千円
(3) 暮らし満足度向上計画	27 件	159 万 5 千円
(4) 次世代に継承する天竜川・浜名湖の自然	19 件	45 万 5 千円
(5) 文化が都市の活力を生む「創造都市」の実現	2 件	2 万円
(6) 世界を身近に感じる交流都市づくり	2 件	13 万円
(7) 浜松市におまかせ	55 件	130 万 2 千円

浜松市の税の分析

1 統計からみた税の分析

(1) 全国的な比較からみた浜松市の特徴

[平成 21 年度決算税目別構成比の比較]

(単位:百万円、%)

		主要都市 平均	構成比率	浜松市	構成比率	比較
市民税	個人	76,119	34.94	50,301	39.25	4.31
	法人	21,383	9.81	8,243	6.43	3.38
固定資産税		87,807	40.30	53,381	41.65	1.35
軽自動車税		1,001	0.46	1,438	1.12	0.66
市たばこ税		7,623	3.50	4,234	3.31	0.19
事業所税		6,369	2.92	3,874	3.02	0.10
都市計画税		17,492	8.03	6,574	5.13	2.90
その他の税		89	0.04	112	0.09	0.05
計		217,883	100.00	128,157	100.00	

主要都市平均は、平成 21 年度の政令指定都市（浜松市を除く 17 都市）と人口 50 万人以上の都市（宇都宮市、船橋市、相模原市、東大阪市、姫路市、熊本市、鹿児島市）の平均（市町村税の徴収実績第 6 表より）

- ・ 主要都市の平均と本市を比べてみると、個人市民税、固定資産税及び軽自動車税の構成比が高く、法人市民税及び都市計画税の構成比が低くなっている。
- ・ 固定資産税の比率が高く、都市計画税の比率が低いのは、市域は広いが都市計画区域が狭いことを示している。
- ・ 法人市民税は、経済情勢・経営環境の厳しさが影響して、構成比が昨年度（（主要都市）13.18%、（浜松）11.86%）よりも低くなっている。
- ・ 軽自動車税は、構成比率としては約 1%であるが、主要都市の構成比率平均と比較すると倍以上である。

[平成 21 年度決算(現年課税分)税目別収入率の比較]

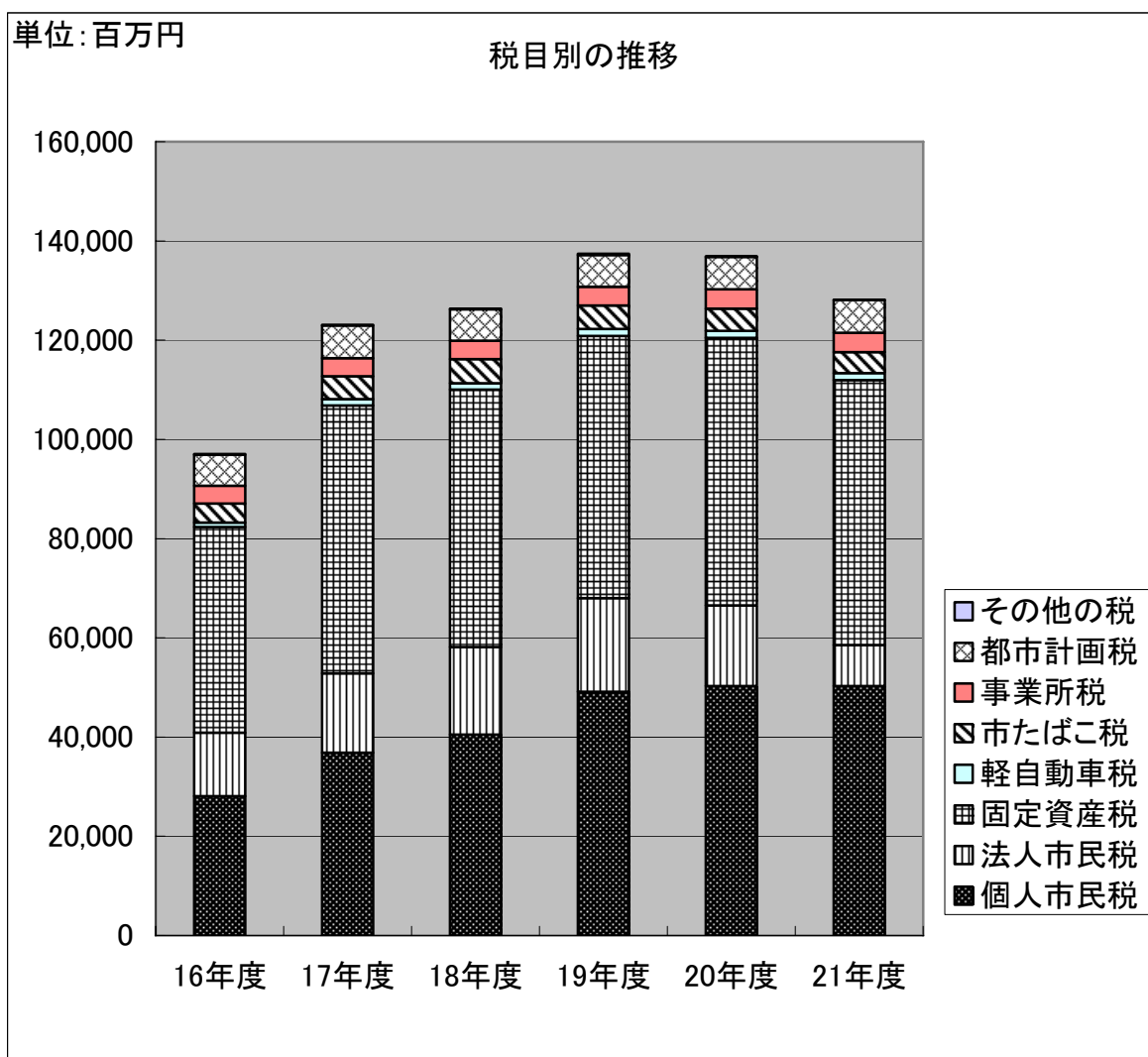
(単位 : 百万円、%)

		主要都市平均 収入額	収入率	浜松市 収入額	収入率	比 較 -
市民税	個人	75,010	97.53	49,526	96.72	0.81
	法人	21,325	99.56	8,221	99.37	0.19
固定資産税		86,796	98.53	52,801	98.70	0.17
軽自動車税		979	96.38	1,421	97.39	1.01
市たばこ税		7,623	100.00	4,234	100.00	0
事業所税		6,357	99.75	3,846	99.53	0.22
都市計画税		17,265	98.36	6,504	98.70	0.34
その他の税		87	85.66	108	93.91	8.25
計		215,442	98.34	126,661	98.01	0.33

主要都市平均は、平成 21 年度の政令指定都市（浜松市を除く 17 都市）と人口 50 万人以上の都市（宇都宮市、船橋市、相模原市、東大阪市、姫路市、熊本市、鹿児島市）の平均（市町村税の徴収実績第 6 表より）

- ・ 主要都市の平均と本市を比べてみると、固定資産税、軽自動車税及び都市計画税が高く、個人市民税、法人市民税及び事業所税の収入率が低くなっている。
- ・ 全体で比較すると、0.33 ポイント主要都市の平均よりも低くなっている。
- ・ 軽自動車税の収入率は、主要都市の平均と比べて 1.01 ポイントも高くなっている。
- ・ 個人市民税の収入率は、主要都市平均よりも 0.81 ポイント低い。普通徴収分（特に外国人）の収入率アップが必要。
- ・ 申告納付である法人市民税と事業所税の収入率は、主要都市平均よりもやや低くなっている。

(2) 経年変化からみた平成 21 年度決算の特徴



平成 16 年度までは旧浜松市、17 年度は合併関係 11 市町村の打切決算分を含む

市税総額は、平成 17 年度市町村合併時の 123,114 百万円から、平成 18 年度は 126,359 百万円、平成 19 年度は税源移譲の影響もあり 137,428 百万円に増加してきたが、平成 20 年度に合併以来はじめて前年度決算額を下回り 136,913 百万円となった。平成 21 年度は、法人市民税が景気低迷の影響で前年度の約半分にまで落ち込んだため、2 年続けて前年度決算額を下回り 128,157 百万円となった。

- ・ 税目別に見ると、個人市民税は平成 16 年度の 28,110 百万円から、平成 21 年度には、1.79 倍の 50,301 百万円になった。これは、平成 17 年度の合併による人口増と平成 19 年度の税源移譲や定率減税廃止などの税制改正によるものである。
- ・ 法人市民税は、平成 16 年度の 12,781 百万円から、平成 19 年度の 18,851 百万円まで順調に増加してきたが、平成 20 年度は、世界同時不況の影響で景気が低迷し 16,240 百万円となった。さらに、平成 21 年度は前年度からの景気低迷の影響で前年度の約半分である 8,243 百万円まで落ち込んだ。業態（業種）別にみても前年度同様、製造業、金融保険業の業種が大きく減。
- ・ 固定資産税は、合併により面積が約 6 倍になったにもかかわらず、地価下落の影響などにより、平成 16 年度の 41,473 百万円から、平成 21 年度は 1.29 倍、11,908 百万円増の 53,381 百万円にとどまった。
- ・ 軽自動車税は、平成 16 年度の 837 百万円から、合併と軽四輪乗用自動車の登録台数の増加により平成 21 年度には 1.72 倍の 1,438 百万円となり、着実に増加している。
- ・ 市たばこ税は、平成 16 年度の 3,850 百万円から、合併による人口増や税率改正により、平成 18 年度までは増額してきたが、分煙化や禁煙化など厳しい喫煙環境及び健康志向から平成 21 年度は、4,234 百万円となった。
- ・ 事業所税は、旧浜松市地区のみの課税であるため合併による増はなく、平成 16 年度の 3,609 百万円が平成 21 年度は 3,874 百万円と微増傾向にある。
- ・ 都市計画税は、合併により旧浜北市と旧天竜市の一部が対象地域として増となったが、固定資産税同様地価下落の影響などから、平成 16 年度の 6,267 百万円から、平成 21 年度には 6,574 百万円と微増となっている。

2 市民一人当たりの分析

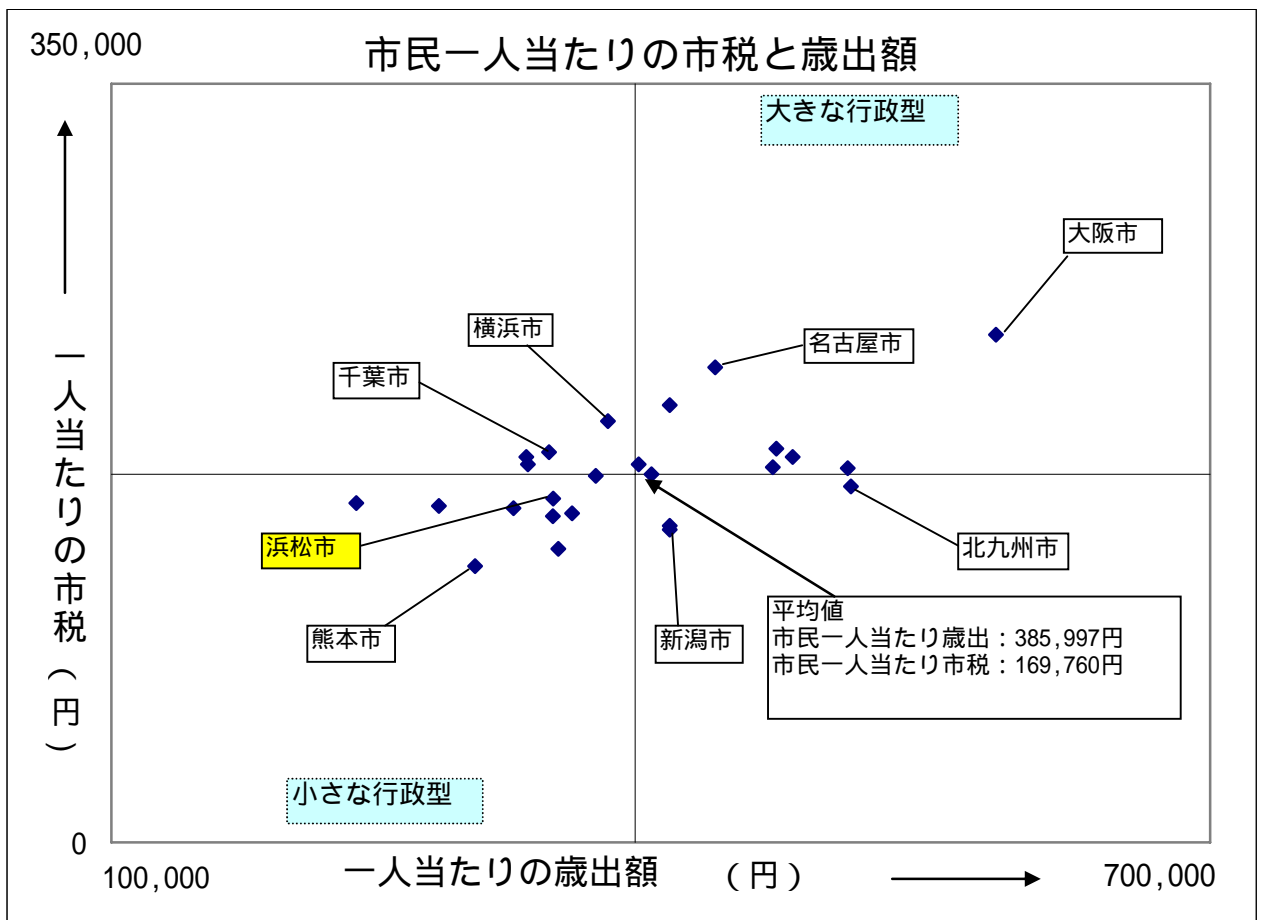
(1) 市民一人当たりの市税と歳出額の関係

大きな行政型：市税も歳出も多い 大阪市、名古屋市など

：市税が多く歳出が少ない 横浜市、千葉市など

小さな行政型：市税も歳出も少ない 浜松市、熊本市など

：市税が少なく歳出が多い 新潟市、北九州市など



対象都市は、平成 21 年度の政令指定都市（18 都市）と人口 50 万人以上の都市（宇都宮市、船橋市、相模原市、東大阪市、姫路市、熊本市、鹿児島市）

本市は左下の「小さな行政型」に属しているが、市税と歳出額とも主要都市のほぼ平均近くに位置しており、均衡がとれているといえる。

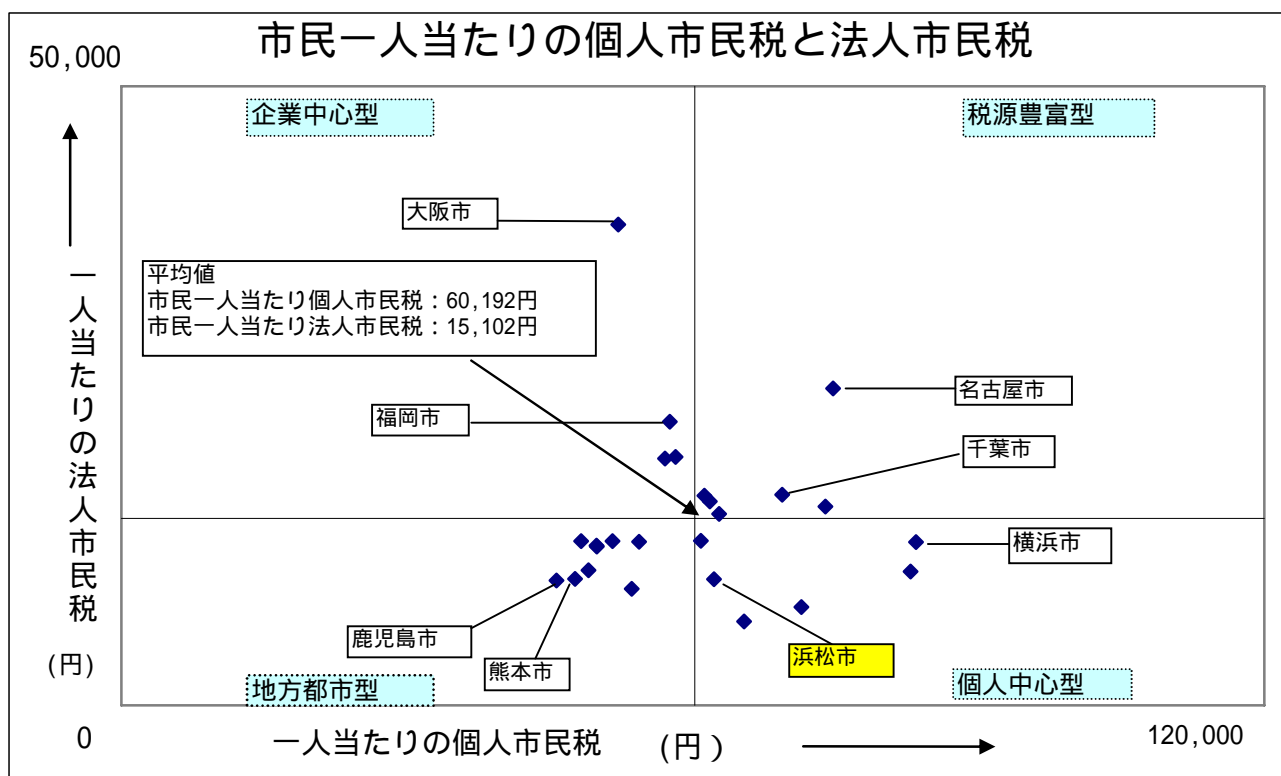
(2) 市民一人当たりの個人市民税と法人市民税の関係

税源豊富型：法人市民税も個人市民税も多い 名古屋市、千葉市など

地方都市型：法人市民税も個人市民税も少ない 鹿児島市、熊本市など

企業中心型：法人市民税が多く個人市民税が少ない 大阪市、福岡市など

個人中心型：法人市民税が少なく個人市民税が多い 浜松市、横浜市など



対象都市は、平成 21 年度の政令指定都市（18 都市）と人口 50 万人以上の都市（宇都宮市、船橋市、相模原市、東大阪市、姫路市、松山市、熊本市、鹿児島市）

本市は右下の「個人中心型」に属しているが、一人あたり個人市民税は、平均よりやや多く、法人市民税は平均以下である。今後は、個人市民税の収入率を高くしていくことが必要。また、法人市民税は、景気の動向により不安定な状態が続く。

平成 22 年版
浜松市の市税のすがた

平成 22 年 9 月発行

編集・発行 浜松市財務部納税推進課
浜松市中区元城町 103 番地の 2
TEL 053 (457) 2151